

第四四〇〇〇九四号

認定証

千葉県千葉市花見川区花園

一丁目八番六号

株式会社日警保安

警備備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいすれにも

該当せず、警備備業の要件を備えて

いることを認定する。

有効期間

令和三年 九月一日から
令和八年 九月一日まで

千葉県公安委員会

